

【税理士法人あさひ会計 経営アドバイザー 香川 倫幸 氏】

- 下水道事業は、人口減少による水量・収入の減少と老朽化に伴う更新需要の増加が同時に進んでおり、山形県が直面する課題は、全国の下水道事業が抱える構造的課題である。流域下水道では市町からの負担金収入にも影響する。一方、老朽化した管路、処理場、ポンプ場の更新需要は避けて通れない。

そのため、中長期的な投資・財政計画、経営戦略等に基づき、維持管理と更新の在り方を再設計する必要があるが、単に金額だけでは見えない効果も非常に重要であると考えます。そのような中で、県が官民連携に期待する経営効果は何か。

- （事務局）期待する効果は3点ある。1点目は、人的資源の確保として、マンパワーの補完、長期契約による民間事業者の雇用確保等。2点目は、老朽化対策として、長期契約による民間活力の更なる発揮。3点目は、経営の安定化として、維持管理と更新を一体的にマネジメントすることによる、効率的な維持管理による経営改善である。

【山形大学農学部 学部長 渡部 徹 氏】

- 全県的に進めることは、将来的には望ましいと考えるが、できるところから始め、成功事例を増やすことが、県民への説明責任や支持を得る上で重要である。よって、最初にどの処理区を選ぶかが重要なポイントとなる。

まずは、現状での課題が少なく、成功の可能性が高い処理区から始めることが望ましい。課題の多い処理区で大きな成果を挙げようとする考え方もあるが、事業者には多くの課題を適切にマネジメントできる能力が求められるため、事業者選定が難しくなる。

また、各都道府県が一斉に取り組むを進める中で、大手企業が本県のために十分な人員と労力を割くかどうかとも考慮する必要がある。地元企業の活用は、国のガイドラインにも示されている。成功可能性、受注体制、地元企業への配慮等を念頭に検討していただきたい。

- （事務局）污水管改築の交付要件もあり、確実に進めていくためにも、取り組みやすいところから着実に進めるという視点は重要である。また、地元企業はこれまで運転管理を担ってきた実績があり、重要な担い手として、引き続き大切に

したいと考えている。

【香川 氏】

- 単なるコスト縮減ではなく、事業の持続可能性や、平常時・災害時の対応力も評価軸になると考える。

人口減少で負担金単価が上がる地域、老朽化が進む地域、緊急対応力、地元企業の関与状況等も評価項目に加えてはいかがか。現時点で想定している評価軸を教えてください。

（事務局）下水道の持続性を確保するため、災害対応や人的リソースへの対応も重要である。「取り組みやすさ」と「導入の必要性」の双方から検討し、評価軸を整理していきたい。

【日本下水道事業団山形事務所 所長 小高 厚弘 氏】

- 流域下水道は全国に約 170 処理区あるが、令和 7 年度末時点で水の官民連携について、導入済み又は導入可能性調査等を実施している処理区は、全体に比べればまだ少数である。一方で、令和 9 年度から国費支援の要件化が予定されており、今後は導入検討がさらに進むと思われる。

対象を広げ過ぎてまとまりがなくなるより、取り組みやすいところから進める方がよいと考える。

【上山市上下水道課 課長 須貝 信亮 氏】

- 本市の浄水センターは、平成 23 年度から指定管理者制度により維持管理を民間事業者に任せてきたが、電気・機械設備の老朽化が進み、維持管理だけを対象とする指定管理の枠組みでは対応が難しくなっている。事業者からも、5 年間の契約期間では効率的な運転管理や設備更新を含む工夫が難しいとの声があったところ。

令和 4 年度に国土交通省が市長を訪問し、官民連携について説明を受けたことが大きなきっかけとなった。令和 5 年度に国土交通省のモデル事業に採択され、導入可能性調査等を実施した結果、水の官民連携の導入は有効であるとの結論を得られたことから、令和 6 年 12 月に実施方針を公表し、令和 7 年度末に公募を行っている。今秋に民間事業者を選定し、令和 9 年 2 月に契約締結、令和 9 年 9 月の事業開始を目指している。

(事務局) 5年では難しかった工夫が、10年の長期契約であれば可能になるという点は、本県の民間事業者から伺っている意見とも共通している。事業者の創意工夫を引き出せるメリットであると思う。

【鶴岡市下水道部 部長 渡部 悟 氏】

- 本市では、令和4年度から管路施設を、令和5年度から処理場施設を対象とした包括委託を実施しており、いずれも令和8年度までの契約である。次期契約は令和9年度からの事業開始となるため、令和8年5月にそれぞれ水の官民連携に係る公募を行い、プロポーザル方式により受託候補者を選定中である。

検討の中で課題となった点が2点ある。1点目は、民間事業者へのサウンディングを実施したところ、主に土木関係の地元事業者から「受注機会を減らさないで欲しい」との意見が多く、改築工事を含めた更新実施型への移行に強い懸念が示されたことである。2点目は、管路と処理場の一括発注も検討したが、事業者の業種・業態が異なり、準備や調整に相当の時間を要するため、令和9年度からの契約には間に合わない判断したことである。

令和19年度以降の第3期包括委託では、更新実施型への移行、管路と処理場の一括発注等を目指し、民間事業者との意見交換を進めていきたいと考えている。

(事務局) 当面は、取り込みやすい範囲で導入を進め、将来的に導入範囲の拡大も念頭に置かれていることについて、本県においても参考にしたい。

【その他】

(事務局) 本日の協議を受け、次回は9月頃に第2回協議会を開催させていただく予定である。なお、次回以降は、入札に関する諸条件を含む協議となるため、原則として非公開とさせていただく。(特に異論なし)

以上